

# お知らせ

## 次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務について

次世代住宅ポイント事務局への『一定の性能を有する住宅を証明する書類』の提出期限は

- (1) 通常の場合  
令和2年3月31日
- (2) 災害等やむを得ない場合  
令和2年6月30日

となっているところですが、『(1) 通常の場合』において次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務の受付を弊社業務期日により令和2年3月10日(火)とさせていただきます。

また『一定の性能を有する住宅を証明する書類』として

- ①設計住宅性能評価書
- ②建設住宅性能評価書
- ③すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書
- ④贈与税の非課税措置の住宅性能証明書
- ⑤長期優良住宅建築等計画認定通知書
- ⑥低炭素建築物新築等計画認定通知書
- ⑦性能向上計画認定通知書
- ⑧BELS評価書(☆2つ以上)
- ⑨フラット35S適合証明書(金利A・Bプラン)

については3月11日以降も通常通り受付は行いますが、次世代住宅ポイントにご利用される方は3月31日までに交付できない場合がございますのでご注意ください。

